

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第 16 号

◎旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和 7 年 4 月 1 日）

旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 14 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第 1 条を次のとおり改める。

（適用範囲）

第 1 条 北海道旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と当社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸並びに当社線、当社を除く旅客会社の経営する鉄道と当社を除く旅客会社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・索道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸（以下これらを「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。

2 当社と連絡運輸を行う連絡会社・経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券類の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。

（注） 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 4 号）
- (2) 戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 7 号）
- (3) 知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 47 号）
- (4) 精神障害者旅客運賃割引規則（令和 6 年 12 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 11 号）

第 75 条第 1 項第 1 号イ(ロ)a 中、「新京成電鉄株式会社線」を削る。